

令和3年8月25日

保護者のみなさま

島本町教育委員会  
教 育 長

### 熱中症事故の防止に向けた対応について

日ごろは、本町の教育行政にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

町立小中学校におきましては、令和3年3月に熱中症による事故防止に向けた対応をお伝えいたしました。屋内外で暑さ指数の違いがあることから、令和3年8月25日（水）の2学期から、下記のとおり改訂いたします。

保護者の皆様におかれましては、本趣旨をご賢察のうえ、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- (1) 環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp>) にて、枚方（大阪）の観測地点における暑さ指数が  $31^{\circ}\text{C}$  以上となった場合は、活動地点における暑さ指数を計測する。
- (2) 各校では、上記の暑さ指数等を参考に、「黒球式熱中症指数計」により運動を行う箇所の暑さ指数を測定し、 $31^{\circ}\text{C}$  以上となった場合は、計測場所（「屋外」か「屋内」で区別）での体育の授業、運動部活動、夏季休業中の水泳指導等の運動を伴う活動を中止する。
- (3) 暑さ指数は  $28^{\circ}\text{C}$  以上で「厳重警戒」、 $31^{\circ}\text{C}$  以上で「運動は中止」となることから、暑さ指数が  $31^{\circ}\text{C}$  未満であっても、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避け、運動を行う際はこまめな休憩や、水分等の補給を行うなど、十分な配慮のもと、必ず教員等が見守る中で活動を行う。
- (4) 暑さ指数を活用すると同時に、児童生徒等への健康観察などの健康管理を徹底する。
- (5) 運動を伴う活動に限らず、校外学習等屋外における活動を行う際は、必要に応じて日程や行程などの計画変更を行う。

## 2 小中学校 水泳指導

- (1) 暑さ指数が  $31^{\circ}\text{C}$  未満であっても、水温  $33^{\circ}\text{C}$  以上の場合は活動を中止する。

『水温が中性水温（ $33^{\circ}\text{C}$ ～ $34^{\circ}\text{C}$ ）より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がるため。

〈出典〉平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「学校屋外プールにおける熱中症対策」3.熱中症予防のための留意点』

(2) 暑さ指数の値に関わらず、各校の状況に応じ、以下の例のような対応を工夫すること。

(例) こまめに休憩をとるとともに、水分等を補給できるようプールサイドに水筒を置く、プールの水温が上がらないよう給水等を行う等

### 3 中学校 部活動

(1) 部活動中においても、学校体制を整え、適切に対応すること。

(2) 暑さ指数が  $31^{\circ}\text{C}$  「運動は中止」に達した時点で、計測場所（「屋外」か「屋内」で区別）での運動部活動を中止する。

(3) 暑さ指数が  $28^{\circ}\text{C}$  「厳重警戒」に達した時点で、運動部活動を行う場合は、下記の点を必ず実行する。

① 顧問が必ず活動を見守る。

② 活動を30分以上の継続はしない。（頻繁に休憩をとる）

③ こまめに水分・塩分の補給をする。

④ 練習時間は2時間以内とする。

(4) 公式戦等については、主催団体等の判断に基づき対応する。

(5) 文化部等の屋内で活動する部活動については、学校の状況に応じて判断する。

(6) 中止の判断後に生徒を帰宅させる場合には、帰宅後に外出を控える等の指導もあわせて行うこと。